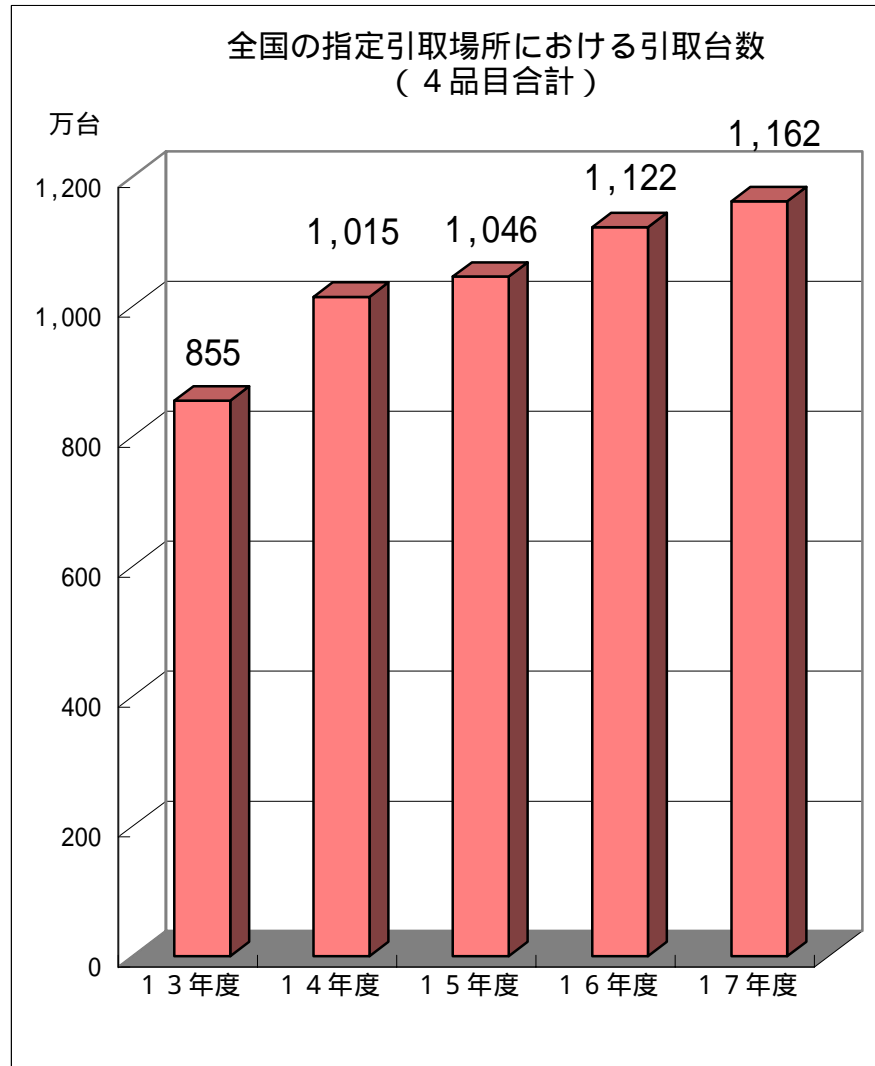


家電リサイクル法の施行状況

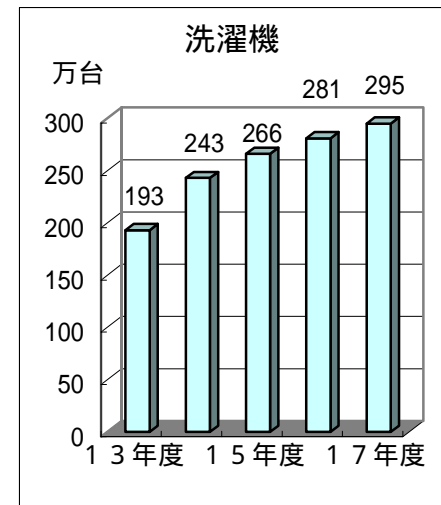
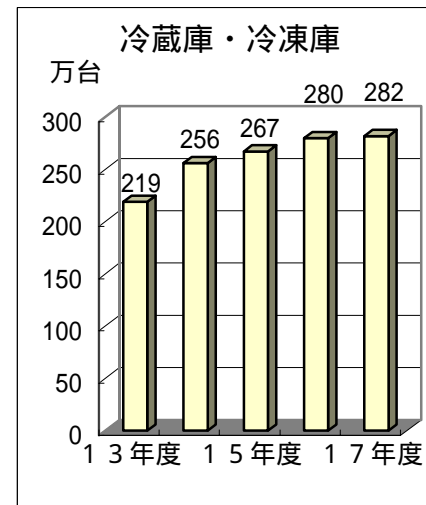
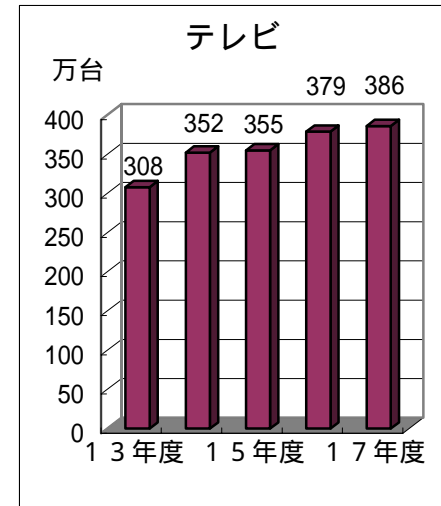
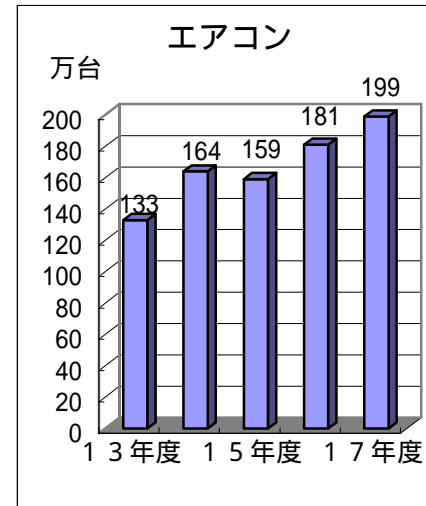
平成18年6月

1. 全国の指定引取場所における引取台数実績

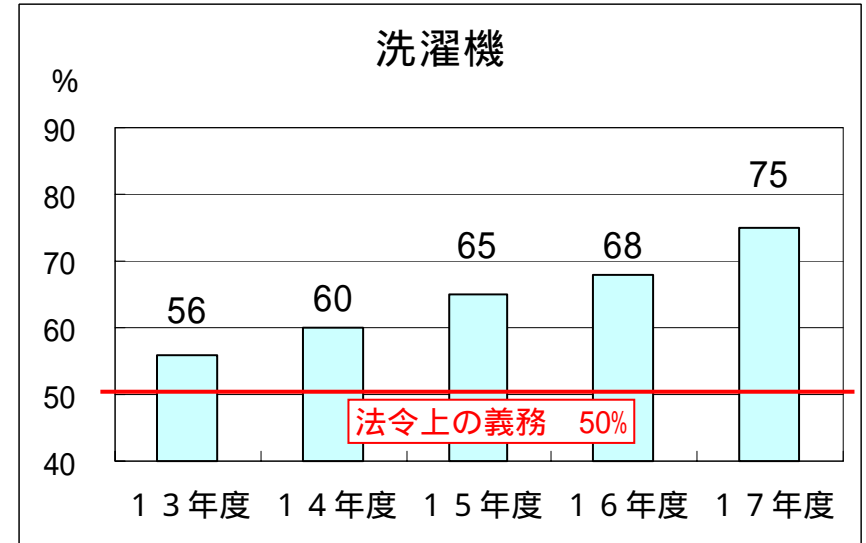
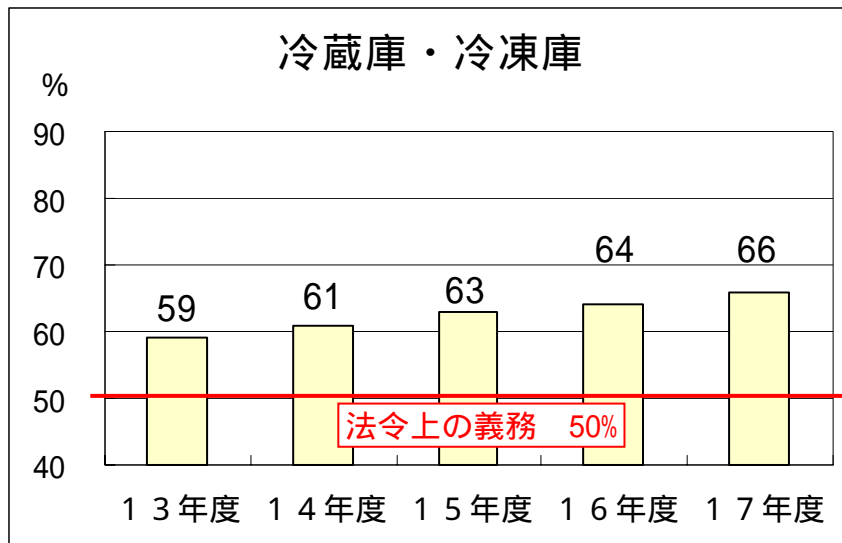
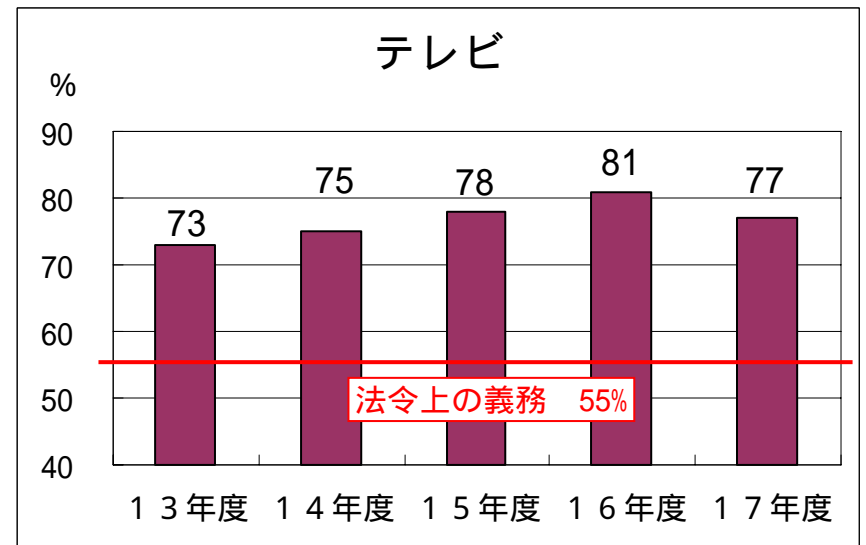
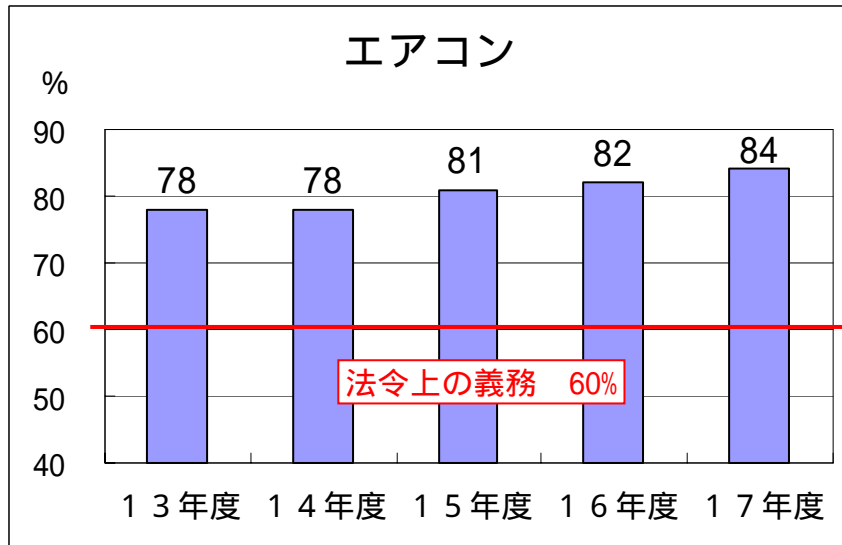
(1) 全国の指定引取場所における引取台数(4品目合計)



(2) 全国の指定引取場所における引取台数(品目別)

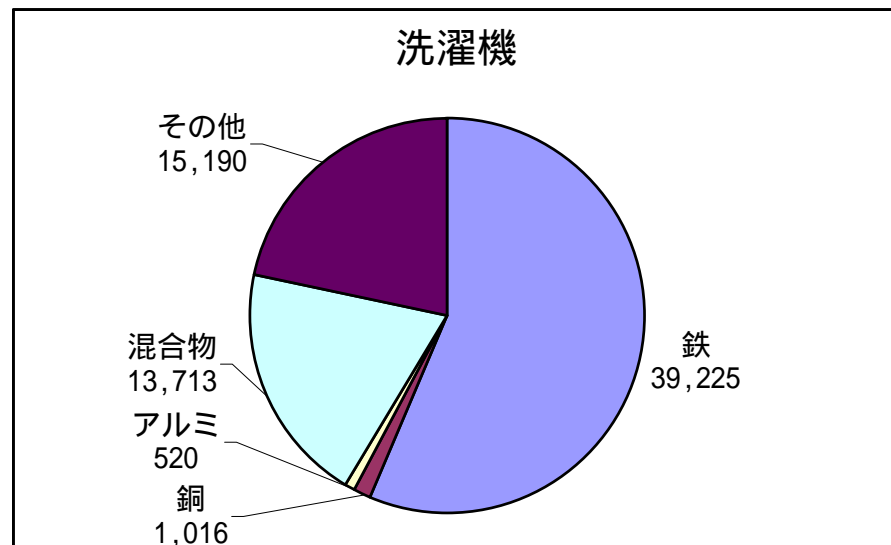
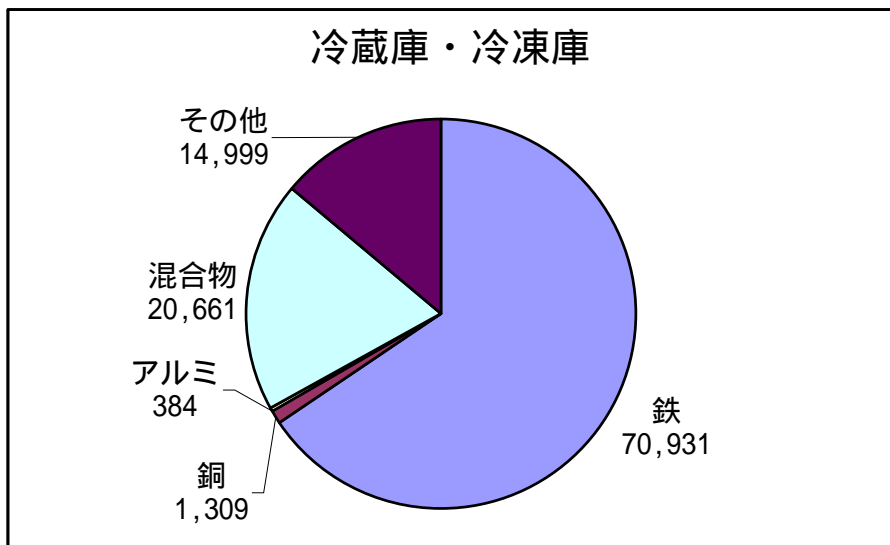
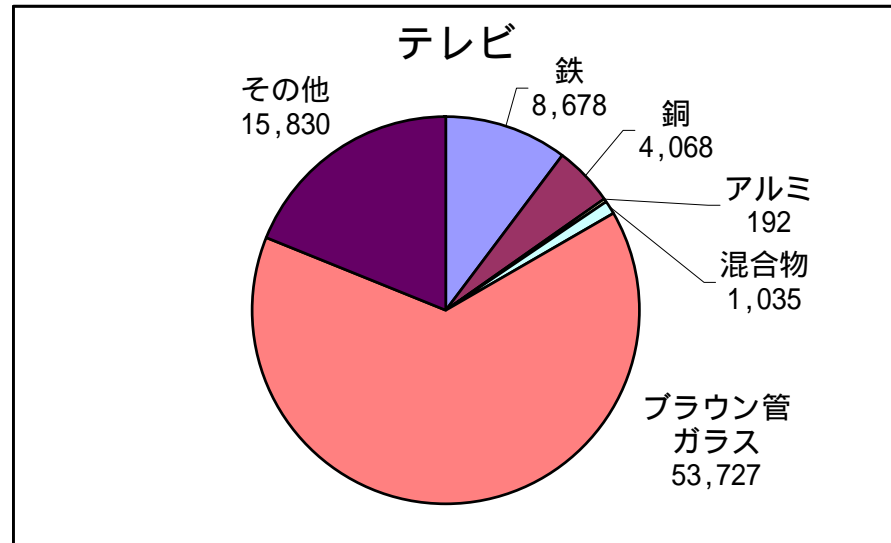
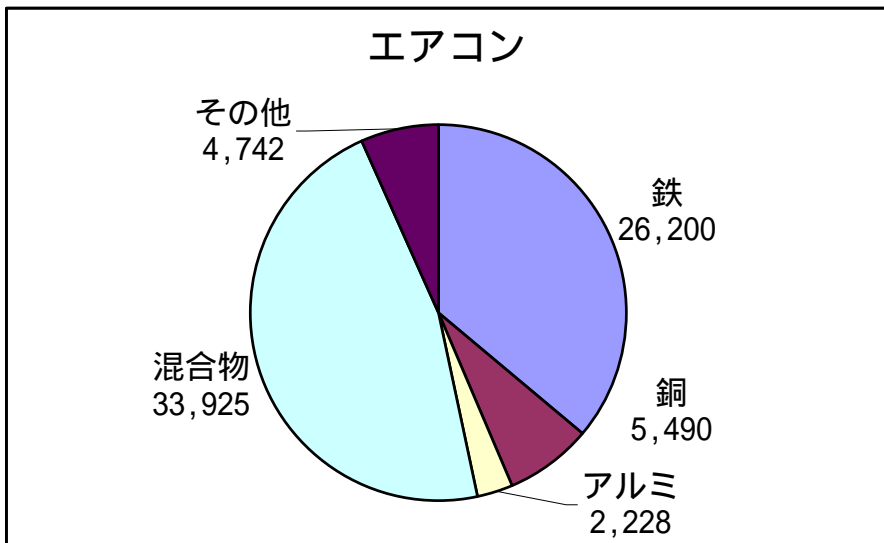


2. 再商品化率の推移

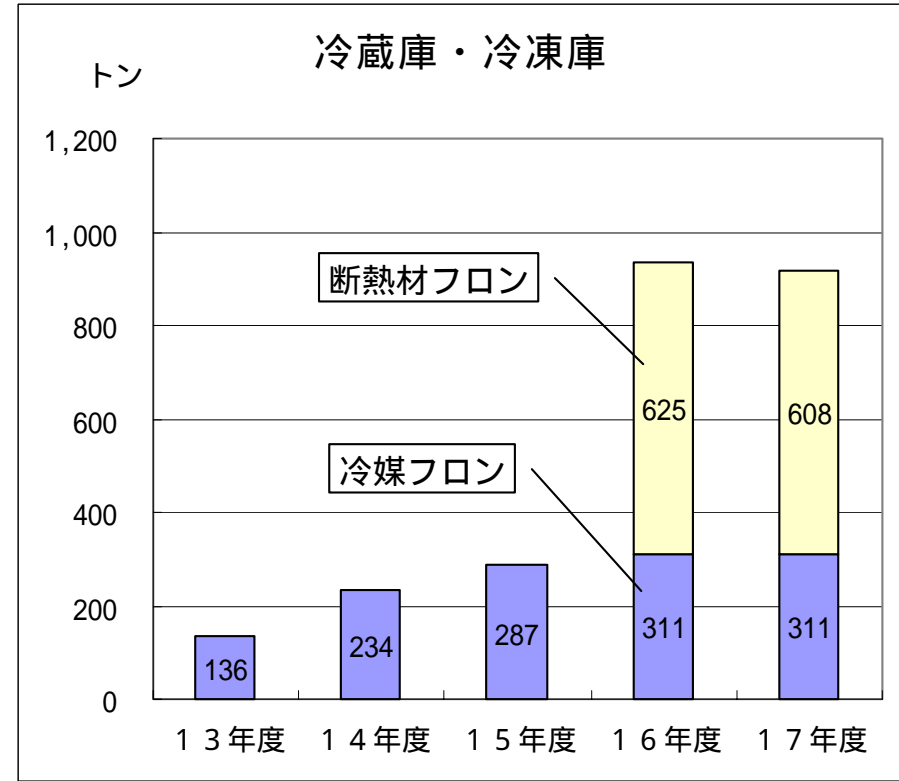
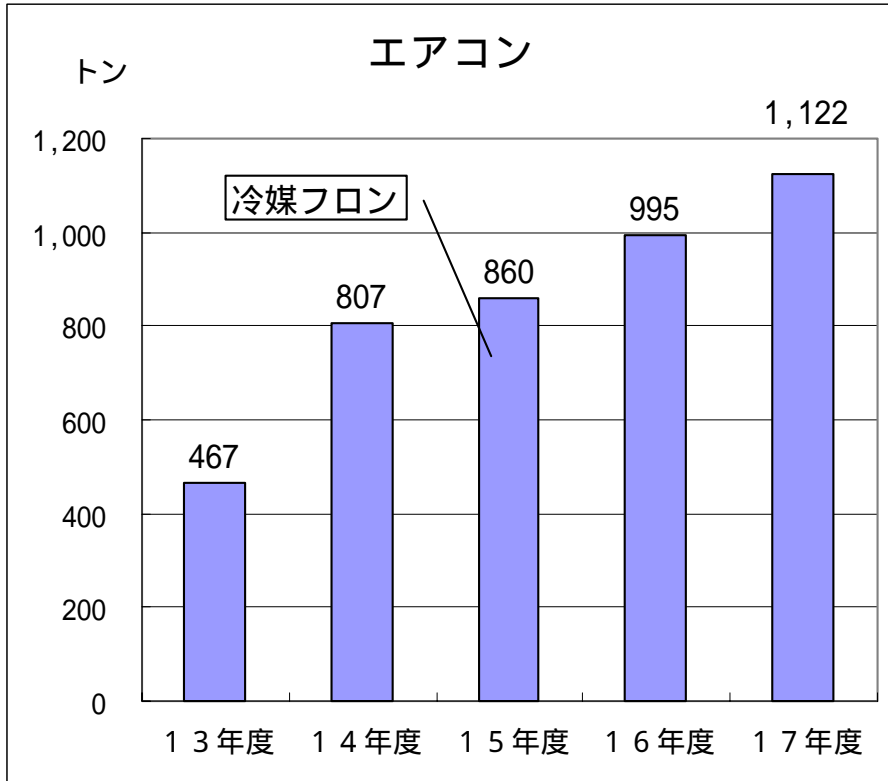


平成17年度のテレビの再商品化率の低下は、ブラウン管ガラスメーカーが海外移転したことに伴い、一部が再商品化量としてカウントできなくなったことによる。

3. 平成17年度における品目別、素材別の再商品化重量 (単位:トン)



4. フロン類の回収実績の推移



平成16年4月より、家庭用冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロンの回収・破壊等が義務づけられた。

5. その他の業界の取組

□再商品化への取組例(廃家電 家電製品)

エアコン

回収した銅、アルミを室内機・室外機の熱交換機に再利用。また、回収した鋳物鉄を室外機のコンプレッサーの鋳物部品に再利用。

テレビ

ブラウン管ガラスを再びブラウン管ガラスに使用。

冷蔵庫

再生したプラスチックを新しい冷蔵庫の底板に再利用したり、回収した鋳物鉄をコンプレッサーの鋳物部品に再利用する研究を進行中。

洗濯機

回収された洗濯機の水槽を、新しく製造する水槽の原材料として再利用。再生したプラスチックを新しい洗濯機の台枠に再利用。

□3R、環境配慮設計への取組

- ・リサイクルしやすい製品作りのため、解体・分別業務の効率向上のための「材質マーク」や「リサイクルマーク」等を定めた「家電製品 製品アセスメントマニュアル」を作成。
- ・製品の設計段階で、生産・流通・使用・再商品化・処分のライフサイクルの各段階の安全や資源、環境への影響を調査して予測・改善を行い、製品のライフサイクル全般の環境負荷低減に努めている。

□特定の化学物質等への対応

特定の化学物質(鉛、六価クロム、水銀、カドミウム等)の使用の制限

ノンフロン冷蔵庫の販売

6. 家電使用年数の長期化

近年の調査結果によると家電リサイクルプラントに搬入される廃家電の経過年数は長期化している傾向にあり、法施行後の家電製品使用年数は施行前と比べ、やや、長期化していると考えられる。

	平成9年時点での推定平均使用年数	平成15年度時点での平均使用年数	平均使用年数の増減
エアコン	15.6	13.9	1.7
テレビ	11.8	12.5	+0.7
冷蔵庫	12.1	14.5	+2.4
洗濯機	10.9	11.2	+0.3

* 平成9年時点での推定平均使用年数は、約4,700の(家庭又は事業所からの)回答から得られた対象機器の保有状況から残存率を推計し、これをワイブル分布関数の計算式に当てはめてみて、出荷された製品の半数が廃棄されるまでの年数を求めたもの

* 平成15年度時点での平均使用年数は、家電リサイクル法施行後に指定引取場所に実際に取られた家電4品目各約2,000台(合計約8,000台)について、出荷時点からの年数を調査した結果

家電リサイクル法施行後3年目の平成15年度において、指定引取場所に引き取られた使用済み家電4品目の使用年数について委託調査した結果、エアコンは平均使用年数が低くなっているが、その他の3品目については平均使用年数が伸びており、特に冷蔵庫は2年強も伸びている。

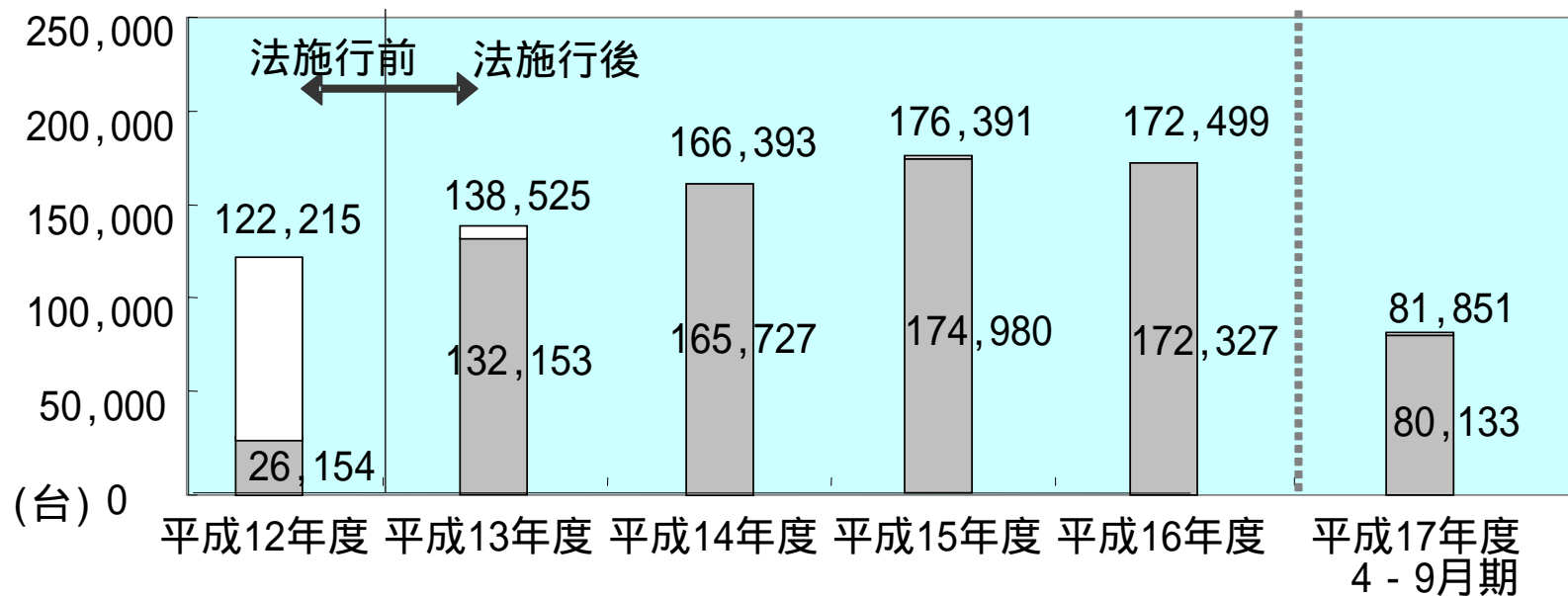
	平成10～12年度平均使用年数	平成15年度平均使用年数	平均使用年数の増減
ルームエアコン	11.87	12.08	+0.21
カラーテレビ	9.78	10.25	+0.47
電気冷蔵庫	11.71	11.25	0.46
電気洗濯機	9.15	9.35	+0.20

* 全国約5,000世帯を選定し、調査客体となった世帯が回答を記入。平均使用年数は、買い替え時における買い替え前に使用していたものの使用年数の平均

* 消費動向調査は、四半期ごとに実施、上記の数字は、四半期ごとの平均使用年数の調査結果を単純平均したもの

内閣府の消費動向調査による買い換え時の平均使用年数についてみると、電気冷蔵庫については、平均使用年数が短くなっているが、ルームエアコン、カラーテレビ、電気洗濯機については平均使用年数が伸びている。

7. 家電4品目の不法投棄台数の推移

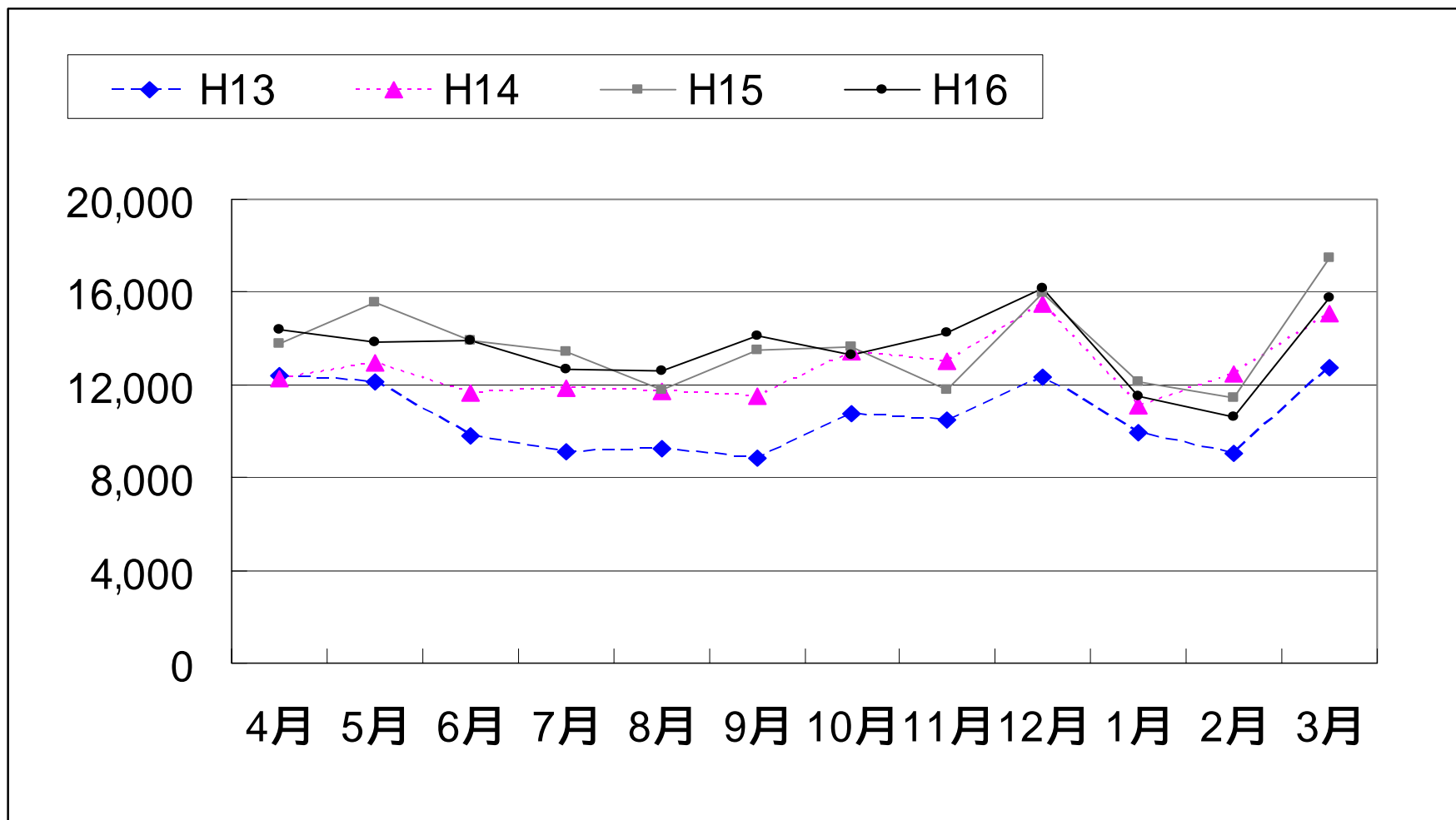


環境省調査で把握された不法投棄台数 (平成12年度分調査の人口カバー率は約21.4%、平成13年度分は約95.4%、平成14年度分は約99.6%、平成15年度分は約99.2%、平成16年度分は約99.9%、平成17年度4 - 9月期分は約97.9%)

人口カバー率 = 定期的に環境省が実施している廃家電4品目の不法投棄の状況把握調査において、不法投棄台数のデータを有していた自治体の合計人口の総人口に占める割合

を人口カバー率で割り戻した台数

8. 一年間の不法投棄台数の推移



注)平成13年度、14年度、15年度の3年間の不法投棄台数のデータを有している2,721の自治体における家電4品目合計の不法投棄台数

9 . E-Waste

出典：中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会

国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会（第3回）資料を一部改編

近年、部品取りや金属回収を目的として、廃パソコンや廃冷蔵庫等のE-wasteの越境移動が行われている。

E-wasteには、鉛、カドミウム等の有害物質が含まれており、輸出先の途上国において、環境規制や適正処理施設が未整備なことから、特にアジア地域を中心に環境及び健康に及ぼす悪影響が懸念されている。

日本からの中古家電等の輸出推計：

コンピュータ：85万台（2001年度）（JEITA 2003年調査）

テレビ：327万台、エアコン91万台、冷蔵庫36万台、

洗濯機：24万台（1999年）（経済産業省2002年調査）

アジア主要国のほとんどが既にバーゼル条約を批准しているほか、中古家電等の輸入に際しては、国内産業保護の観点や環境問題を防止していく観点から、一定の制限を設けている場合がみられる。

国名	条約批准年	循環資源に関するその他の輸入規制
中国	1991	中古家電は原則輸入禁止
フィリピン	1993	中古家電は事前通知の対象
ベトナム	1995	廃棄物は、一部の再生資源を除き、輸出入を全面的に禁止
タイ	1997	中古家電は製造後3年以内、中古複写機は製造後5年以内なら輸入できる